



五霞町告示第 63 号

告 示

◎都市計画の決定・変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、岩井・境都市計画土地区画整理事業及び地区計画を決定、並びに同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項により、同都市計画道路及び用途地域を変更したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 25 年 10 月 28 日

五霞町長 染谷 森



記

- 1 都市計画の種類
 - (1) 土地区画整理事業の決定「別紙 1」のとおり
 - (2) 地区計画の決定「別紙 2」のとおり
 - (3) 都市計画道路の変更「別紙 3」のとおり
 - (4) 用途地域の変更「別紙 4」のとおり

- 2 縦覧場所
五霞町役場建設環境課

別紙1

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業）

2 都市計画を定める土地の区域

猿島郡五霞町 大字江川 字橋向，字堀向の各一部

大字幸主 字幸館，字力新田の各一部

大字冬木 字新田，字相郷の各一部

3 縦覧場所

五霞町役場建設環境課

岩井・境都市計画 土地区画整理事業の決定（五霞町決定）

都市計画 五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業			
面 積	約 37.1ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・29 江川・幸主線	
	上記の都市計画道路を骨格として、区画道路及び歩行者専用道路を適宜配置する。			
	公 園 及 び 緑 地	公園及び緑地については、地区の街区構成や周辺環境への影響などを考慮して適切に配置する。 公園及び緑地の面積は、施行区域面積の3%以上を確保する。		
その他の 公共施設	地区内の雨水排水については、地区内の調整池に流入させたのち、流量調整を行い、五霞落川へ放流する。 上水道については、五霞町上水道から給水を受ける。			
宅地の整備	<input type="checkbox"/> 土地利用 産業の集積により雇用と地域活力の創出を目指すため、商業・工業・物流などの複合型土地利用を計画する。 <input type="checkbox"/> 街区の規模 上記の土地利用計画に基づき、有効利用が図られるよう、適正な街区規模を設定する。 <input type="checkbox"/> 宅地の整地 道路計画高及び排水計画等を考慮し、周辺地形との整合性を踏まえた造成を行う。			

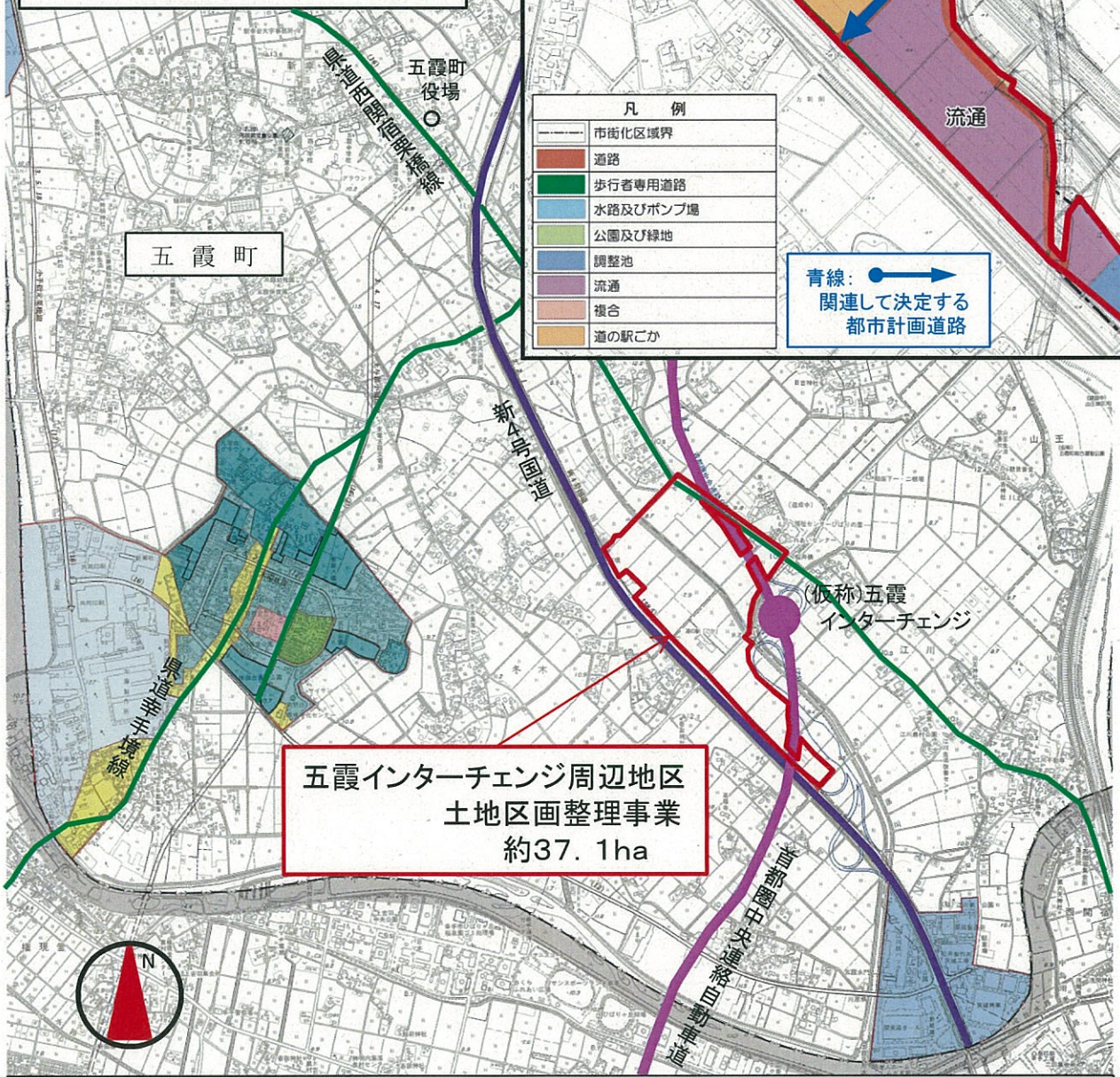
「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

首都圏中央連絡自動車道の整備に伴い、本町の新たな産業拠点を形成し、企業誘致や産業の活性化に向けて計画的な土地利用を図っていくため、本地区の市街化区域への編入とあわせて、土地区画整理事業を決定するものである。

岩井・境都市計画 土地区画整理事業の決定 【五霞町決定】

《同時決定案件》
【県決定】
区域区分の変更
【町決定】
用途地域の変更
道路の変更追加(3・4・29江川・幸主線)
地区計画の決定

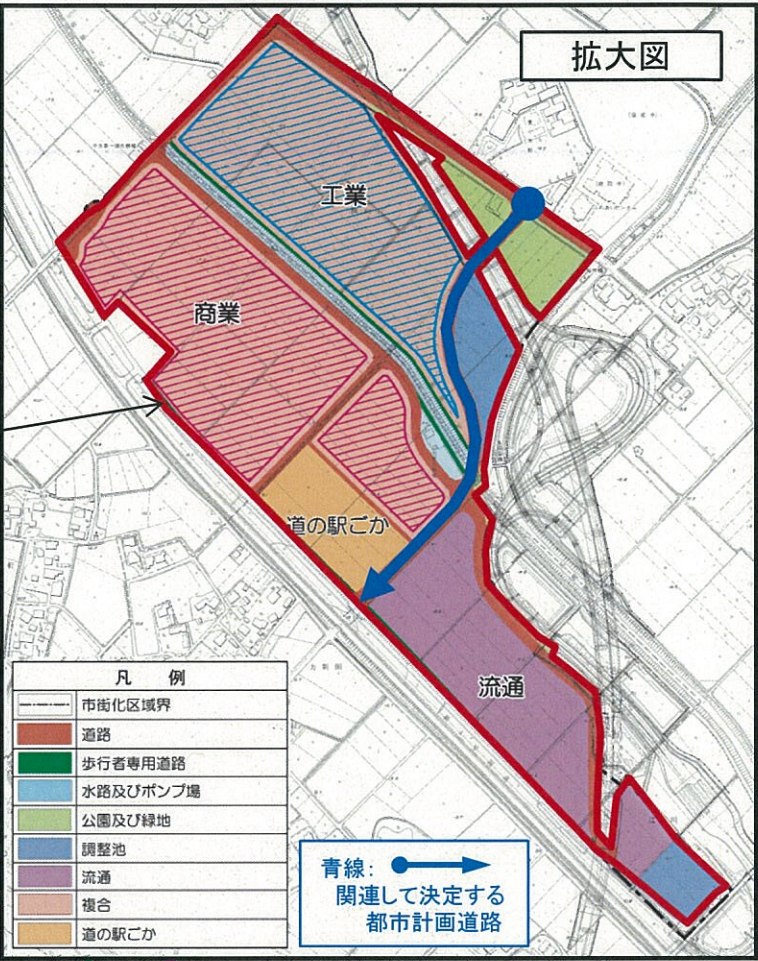


五霞町

五霞インターチェンジ周辺地区
土地区画整理事業
約37.1ha



拡大図



《決定理由》
農業的土地利用と都市的土地利用との調和を図りながら、商業・工業・流通など複合型産業拠点の形成を目指すとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備を契機とした地域の活性化や産業の振興に資する適正かつ計画的な土地利用を誘導するため、本地区の市街化区域への編入にあわせ、本案のとおり土地区画整理事業を決定するものである。